



外来医療計画（第8次後期）の策定について

令和8年10月21日

健康福祉局 医療政策課

【R8.8.6第1回広島県医療審議会計画部会資料から抜粋】

●国ガイドラインで変更があった主なポイント



項目	内容	本県の対応
外来医師過多区域の設定【新規】	・地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を可視化した外来医師偏在指標を踏まえ、<u>外来医師多数区域のうち、一定数値を超える地域を外来医師過多区域として設定する。</u> ・外来医師過多区域は、国が候補地域を示し、該当都道府県が地域の実情を踏まえ候補地域内で設定する。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当なし
外来医師過多区域における新規開業者への取組【新規】	・<u>外来医師過多区域における新規開業希望者に対して、医療法に基づき、開設6ヶ月前までに事前届出を求め、地域で不足する医療機能の提供を担うことを要請することができることとなった。</u> ・また、要請に応じなかった医療機関に対して、医療審議会での理由等の説明を求め、状況に応じて勧告・公表、保険医療機関の指定時期の短縮等、新規開業者への対応が強化された。	<u>該当なし</u> ※本県は外来医師過多区域の該当がないため、影響なし
地域外来医療の公表【新規】	・<u>地域において特に必要とされる外来医療に関する事項を、二次医療圏その他知事が適当と認める区域ごとに設ける外来医療の協議の場において、関係者との協議を行い、その結果をとりまとめ公表、周知する。</u>	<u>実施済</u> ※不足する外来医療機能に係る協議と併せて地域医療構想調整会議で実施済
外来医師偏在指標の再計算	・<u>国において、患者流出入に基づく増減を反映させて再計算された。</u>	<u>広島・広島西・呉が外来医師多数区域に該当</u> ※現行計画と同様

●国ガイドラインを踏まえた対応方針

- (1) 計画の目的、基本的な方向性は現行計画を引き継ぐこととする。
- (2) 本県は、外来医師過多区域には該当がないため、新規項目の追加は行わない。
- (3) その他、現行計画策定時からの状況変化等を踏まえ、修正の要否を検討する。

現行の外来医療計画の主な内容について

項目		主な内容
■ 第8次広島県保健医療計画		
領域	【第2章】安心できる保健医療体制の構築 第4節 外来医療提供体制の確保	
内容	- 外来医療提供体制の確保 ● 外来医師偏在指標について ● 外来医師多数区域の設定 ● 地域で不足する外来医療機能 ● 診療所の新規開設に係る手続き（外来医師多数区域） - 医療機器の効率的な活用（全圏域） - 紹介受診重点医療機関	
指標	全ての圏域で「不足する外来医療機能」となっており、今後も不足が見込まれる項目（初期救急・在宅医療）について目標を設定	

【次期計画に向けた見直しについて】

（１）外来医師偏在指標

○ 外来医師偏在指標

全国一律の算定式により、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した偏在指標を作成

○ 外来医師多数区域

外来医師偏在指標の全国上位33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定する。

現計画

広島・広島西・呉を多数区域として設定

医療圏名	外来医師 偏在指標	全国順位 〔335圏域中〕	多数区域 〔上位33.3%〕
全国	112.2	—	—
広島県	123.4	—	—
広島	139.2	19	多数区域
広島西	119.9	63	多数区域
呉	128.1	36	多数区域
広島中央	106.4	126	
尾三	106.6	123	
福山・府中	100.2	165	
備北	102.3	153	

次期計画

〈対応案〉現計画と同様、広島・広島西・呉を多数区域として設定

医療圏名	外来医師 偏在指標	全国順位 〔330圏域中〕	多数区域 〔上位33.3%〕
全国	115.7	—	—
広島県	128.4	—	—
広島	146.3	16	多数区域
広島西	122.6	69	多数区域
呉	135.5	32	多数区域
広島中央	96.6	202	
尾三	107.9	131	
福山・府中	102.2	162	
備北	110.0	118	

【次期計画に向けた見直しについて】

(2) 地域で不足する外来医療機能

現計画

外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近な基礎自治体である市町に対して実施したアンケート調査の結果や国から示された各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議における協議結果を踏まえて、二次保健医療圏ごとに「不足する外来医療機能」を設定

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

次期計画

〈対応案〉

現計画と同様に市郡地区医師会や市町に対して実施したアンケート調査及び関係データ等を元とし、圏域の地域医療構想調整会議の協議を踏まえて「不足する外来医療機能」を設定する。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島						
広島西						
呉						
広島中央						
尾三						
福山・府中						
備北						

アンケート中

【次期計画に向けた見直しについて】

（３）診療所の新規開設に係る手続き

現計画	次期計画
・外来医師多数区域における診療所の新規開業者に対して、「地域で不足する外来医療機能」を担うことについて申出書の提出を求める。 ・合意の有無や合意する場合に担おうとする外来医療機能について、地域医療構想調整会議で確認する。 ・外来医師多数区域以外の区域においても、地域の実情に応じて、同様の対応を求めることができる。 ※合意の有無や合意内容により診療所の開設を妨げられるものではない	〈対応案〉 ・外来医療機能の不足・偏在の解消に向けて、引き続き、外来医師多数区域における診療所の新規開業者に対しては、地域で不足する外来医療機能を担うことを求める。 ・外来医師多数区域以外の区域については、地域の実情に応じて、各圏域で判断することとする。

（４）医療機器の効率的な活用

現計画	次期計画
・医療機器の新規購入希望者が保健所に許可申請書を提出する際に、医療機器の共同利用を行うことについての有無及び具体的内容に関する「共同利用計画書」の提出を求め、地域医療構想調整会議で確認する。 ・対象医療機器は、ＣＴ、ＭＲＩ、ＰＥＴ、放射線治療並びにマンモグラフィである。 ※共同利用の有無や共同利用計画の内容等により対象機器の購入や更新は妨げるものではない	〈対応案〉 ・医療機器等を効率的に活用するため、引き続き、新たに医療機器の購入を希望する場合には、共同利用を行うことについての有無や具体的内容に関する「共同利用計画書」の提出を求める。

【次期計画に向けた見直しについて】

（５）紹介受診重点医療機関

現計画	次期計画
・外来機能報告の結果を踏まえて、地域の協議の場（圏域の地域医療構想調整会議）において、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を、紹介受診重点医療機関とする。 ・外来医療の実施状況等は毎年度変化することが想定されることから、紹介受診重点医療機関については、圏域の地域医療構想調整会議において、毎年度確認を行う。	〈対応案〉 ・患者の円滑な受診に繋がるよう、引き続き、外来機能報告を踏まえて、圏域の地域医療構想調整会議において、紹介受診重点医療機関についての確認を実施する。 ・協議が整った医療機関を県ホームページで公表する。

【次期計画に向けた見直しについて】

（６）指標について

全ての圏域で「不足する外来医療機能」となっており、今後も不足が見込まれる項目について目標を設定

現計画				次期計画
【初期救急】				（検討中） ※不足する外来医療機能に関する各圏域の協議状況を踏まえて設定
指標	現状値	目標値	出典	
二次救急医療機関等と救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会や多職種連携会議等の開催回数	[R4] 1回	[R11] 1回以上	県健康福祉局調べ	
【在宅医療】				
指標	現状値	目標値	出典	
市町の在宅医療介護連携の取組実施率	[R5] 56.0%	[R11] 76.7%	県健康福祉局調べ	